

農地法第4条・5条の転用許可申請添付書類

※ 下記の書類は正本（原本）・副本（コピー）を作成する。

※ 印鑑は認印、実印どちらでも可。シャチハタは不可

《添付書類》

1. 土地の登記簿謄本（全部事項証明書 of 原本） 《法務局》
※申請日前3ヶ月以内に発行されたものに限る
2. 農用地区域外の証明書 《産業観光課》
3. 位置図（住宅マップのコピー）
4. 公図の写し 《法務局》
5. 申請農地及び隣接地の地番、地目、面積、所有者、耕作者を明示する図面
6. （隣接地が農地の場合）同意書
7. （申請地が小作地の場合）小作者の同意書
8. （申請地が土地改良区の場合）土地改良区の意見書、同意書等 《土地改良区》
①意見書 ②雨水及び汚水等処理水流入の同意書 ③水路占有許可書
9. 建物（資材置場等）の平面図、配置図（隣接地からの距離及び取排水計画を明示）
10. 理由書又は事業計画書
※自己住宅、農家住宅の場合は理由書（世帯構成・職業・住宅が必要な理由等）
※それ以外は事業計画書（参考No.4 事業内容参照）資材置場は別紙の事業計画書添付
※移転（転居）の場合は、移転（転居）後の跡地利用計画書
※事前転用の場合は始末書を添付
11. 見積書（土盛り等の整地費、基礎工事費、建築費等）
12. 融資証明書、融資見込証明書、残高証明書（金融機関等）
※事業にかかる費用が500万円を超える場合
13. その他
 - (1)（代理人申請の場合は）委任状
 - (2)（必要とみられる場合）住民票
 - (3)（申請者が法人・団体の場合）
 - ①定款、寄附行為又は規約 ②法人登記簿謄本 ③事業概要書 ④議事録謄本又は妙本
 - (4)（申請地に建物を建てる場合）開発行為許可申請書の写し※建設課よりもらってくる。
 - (5)（事業運営に免許、資格等を必要とする場合）免許、資格等の写し
 - (6)（農家住宅及び農業用施設申請の場合）農業を営むものの証明 《農業委員会》
 - (7)（公共移転の場合）事業者の証明書及び補償額証明の写し
 - (8)（分家住宅の場合）戸籍謄本（妙本）及び贈与契約書
 - (7)（現在の勤務地が他都道府県の場合）通勤経路図（参考No.3参照）申請によってはその他に必要な書類があります。